

空家対策室 現在の状況

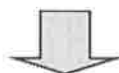
① H28 実態調査による特定空家等候補（Cランク）所有者等の調査 98 棟

H30 追跡現地調査により対象建物は C ランク 79 棟

- ・固定資産税情報等により所有者等の特定を行う。
- ・H28 年 2 月 4 日開催の庁内財産管理制度検討部会で税務課に調査を依頼済み。

R 元年 6 月 10 日 税務課より所有者情報提供あり。

R 元 追跡現地再調査により対象建物は C ランク 72 棟



② 所有者が特定されなかった建物

- ・登記簿、戸籍謄本、住民票情報等の照会により所有者の特定を行う。



③ 所有者が不在の場合

- ・所有者不明の場合は、相続人調査を行う。
- ・令和元年 8 月 19 日現在 相続等調査中 16 棟
（各市町村へ戸籍・本籍等 郵送にて照会）



④ 所有者が特定された建物及び相続人が特定された建物

- ・空家等対策の推進に関する特別措置法 第 3 条により空家等の適切な管理に努めるよう通知を行う。（別紙 1 のとおり）
- ・令和元年 8 月 19 日現在 通知発送済 56 棟



⑤ 通知後、是正等連絡がなく近隣住民や自治会から苦情の要請がある場合

- ・所有者又は相続者へ事情に応じた解決策の検討し情報提供、助言等を行う。
- ・上田市特定空家等判定基準により特定空家等認定に向けた検討を行う。

その他（今後）

- ・空き家の解体・利活用に要した費用に対する補助の検討
- ・空き家・住宅に関する相談会の実施
- ・空き家を管理していただける事業者を募集・登録し、空き家の所有者等へ紹介する
上田市空き家管理事業者登録・紹介制度を検討し実施する。
- ・建築士会や宅建協会等、空家等対策に関する協定の内容を検討し実施する。